

野田市コミュニティ会館の管理に関する規則及び野田市
教育委員会公共施設予約システムの利用に関する規則の一
部を改正する規則をここに公布する。

令和6年12月26日

野田市教育委員会教育長 染 谷 篤

野田市教育委員会規則第7号

野田市コミュニティ会館の管理に関する規則及び野田市教育委員会 公共施設予約システムの利用に関する規則の一部を改正する規則

(野田市コミュニティ会館の管理に関する規則の一部改正)

第1条 野田市コミュニティ会館の管理に関する規則（平成18年野田市教育委員会規則第12号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「2月前」を「属する月の2月前の月の1日」に改め、同条に次の1項を加える。

4 第1項の規定による申請は、予約システム（野田市教育委員会公共施設予約システムの利用に関する規則（令和5年野田市教育委員会規則第6号）第2条第2号に規定する予約システムをいう。以下同じ。）を利用して行うことができる。

第6条に次の1項を加える。

3 第1項の規定による申請は、予約システムを利用して行うことができる。

(野田市教育委員会公共施設予約システムの利用に関する規則の一部改正)

第2条 野田市教育委員会公共施設予約システムの利用に関する規則（令和5年野田市教育委員会規則第6号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「規定する公民館」の次に「及び野田市コミュニティ会館の設置及び管理に関する条例（昭和63年野田市条例第21号）第2条に規定するコミュニティ会館」を加える。

附 則

この規則は、令和7年1月1日から施行し、同年3月1日以後の公共施設の利用に係る予約から適用する。